

第3章 当裁判所の判断

第1 個別信用購入あっせんに対する割販法の規律

1 個別信用購入あっせんの意義及び構造的な危険性

(1) 意義

個別信用購入あっせんは、クレジットカード又はこれと同様の機能を備えたもの（以下「クレジットカード等」という。）を利用することなく、各取引ごとに個別の与信契約を締結して行われる割賦販売である（割販法2条4項）。

個別信用購入あっせんの基本的取引形態（甲共4）は、①信販会社等の与信者すなわち個別信用購入あっせん業者（以下「あっせん業者」という。）と、特定の販売業者又は役務提供事業者すなわち個別信用購入あっせん関係販売業者又は個別信用購入あっせん関係役務提供事業者（以下「販売業者等」という。）との間で、加盟店契約等の個別信用購入あっせんに係る契約（以下「加盟店契約」という。）を締結し（同法35条の3の2第1項）、②商品の購入者又は役務の提供を受ける者（以下「購入者等」という。）が、販売業者等との間で、あっせん業者による与信を前提とする販売契約又は役務提供契約すなわち個別信用購入あっせん関係販売契約又は個別信用購入あっせん関係役務提供契約（同法35条の3の5第1項。以下「販売契約等」という。）を締結するとともに、あっせん業者に対し、商品代金又は役務の対価（以下「代金等」という。）支払につき与信契約すなわち個別信用購入あっせん関係受領契約（同法35条の3の3第1項本文。以下「クレジット契約」という。）の申込みをし、③あっせん業者において所定の調査をした上で問題がなければ上記申込みを承諾して購入者等との間でクレジット契約を締結し、④同クレジット契約に基づき、あっせん業者は、代金等の全部又は一部に相当する額の立替金を販売業者等に交付し、購入者等から、2か月を超える後払により、立替金相当額の金員を受領するというものである（同法2条4項）。なお、あっせん業者は、購入者等から、立替金相当額の金員に加え、分割払手数料等を受領することもある。以下では、分割払手数料等も含め、あっせん業者が購入者等から受領する金員を「クレジット代

金」という。

(2) 構造的な危険性

個別信用購入あっせんにおいて、販売業者等は、あっせん業者から立替金の交付を受けて早期かつ確実に代金等を回収することができ、購入者等の資金繰りなどの事情によるリスクを負担することは、事実上ほぼないといってよい。しかも、各販売契約等ごとにその都度個別にクレジット契約を締結することから、信用の供与を受ける購入者等が必ずしも特定の者のみに限定されず、与信に関して事前の条件が設定されていないという点において、あらかじめ与信者と特定の信用の供与を受ける者との間で与信枠の設定など与信に関する包括的な条件が定められているカード等を利用して割賦販売（包括信用購入あっせん。同法2条3項）に比して、クレジット契約に対する規律が緩やかといえる。

のために、個別信用購入あっせんにおいては、構造的に、販売業者等が専ら自身の利益を図る目的で販売契約等の実績向上を過度に重視し、購入者等に販売契約等の締結について勧誘する際に虚偽の事実を述べる、強引な言辞を用いるなど違法ないし不相当な販売行為や役務提供行為（以下「違法販売行為等」という。）に及んで不適正与信を発生させる危険性が高い。結果として、購入者等は、自身の信用状態に見合わない過大なクレジット代金支払債務を負うこととなる。そして、上記危険性が現実化し、平成17年頃以降、高齢者を標的としたリフォーム詐欺商法による次々販売などの悪質商法が社会問題となり、平成20年法律第74号による割販法改正（以下「平成20年改正」という。）の契機となつた。

（甲共8）

2 平成20年改正

平成20年改正により、割販法の目的を定めた同法1条1項において、「購入者等が受けることのある損害の防止」が第一次的な目的として位置付けられ、消費者保護重視の趣旨が明確に示された。

上記1のとおり販売業者等による悪質商法が社会問題化していた個別信用購入あ

つせんに関しては、特に違法販売行為等の発生のおそれが高いとされる訪問販売に係る契約（特商法2条1項）、電話勧誘販売に係る契約（同条3項）、特定継続的役務提供等に係る契約（同法41条1項）、特定連鎖販売個人契約（同法33条1項）、業務提供誘引販売個人契約（同法51条1項）につき、①あっせん業者に販売契約等の勧誘に係る調査義務を課す規定（割販法35条の3の5）、②あっせん業者に購入者等に対する書面交付義務を課す規定（同法35条の3の9）、③購入者等によるクレジット契約の申込みの撤回又は契約の解除（クーリング・オフ）について定めた規定（同法35条の3の10、11）、④購入者等による販売業者等の不実の告知ないし故意の不告知（以下「不実告知等」という。）を理由とするクレジット契約の申込み又は承諾の意思表示の取消し（以下「クレジット契約の取消し」という。）について定めた規定（同法35条の3の13～15）が設けられた。また、個別信用購入あっせんは、経済産業省に備える個別信用購入あっせん業者登録簿に登録を受けた法人でなければ、業として営んではならないという登録制度（同法35条の3の23）も新設された。

これらの規定は、上記のとおり平成20年改正により同法1条1項の趣旨として明確に示された消費者保護の重視の表れとして、①あっせん業者に対して、違法販売行為等を防止するために販売業者等の勧誘についての調査を尽くさせるとともに、同調査を通じて把握した販売契約等の実態等を書面に記載して購入者等に交付する義務を負わせ、他方、②購入者等に対して、上記書面の受領後一定期間を経過した場合を除いて無条件でクレジット契約のクーリング・オフを認め、また、販売業者等の不実告知等があった場合には、従前特商法上認められていた販売契約等の取消権に加え（同法9条の3等）、クレジット契約をも取り消す権利を与えたものである。

すなわち、平成20年改正は、上記1(2)のとおり販売業者等による違法販売行為等の発生の危険性が構造的に高い取引形態である個別信用購入あっせんにおいて、あっせん業者が販売業者等と加盟店契約を締結して同契約に基づき販売業者等にクレジット契約締結の勧誘や同契約に関する書面の取次ぎをさせるなど、あっせん業

者と販売業者等との間には密接な関係があることから、販売業者等による違法販売行為等を防止する責務をあっせん業者に負わせるとともに、一定の場合に購入者等がクレジット契約及び販売契約等から完全に解放されることを可能にし、販売業者等に関するリスクを専らあっせん業者に負担させることによって消費者である購入者等の保護の徹底を図ったものといえる。平成20年改正後の割販法は、個別信用購入あっせんの上記の構造的な危険性に鑑み、上記の違法販売行為等を防止する責務を果たし、かつ、販売業者等に関するリスクを負担し得る者のみを、あっせん業者として個別信用購入あっせんに携わらせるべきとしたものと解される。個別信用購入あっせんに携わるあっせん業者の登録制度が新設され（同法35条の3の23）、上記調査義務を遂行するために必要な体制が設けられていないことが登録拒否要件とされていること（同法35条の3の26第1項9号）などは、その証左とみられる。

したがって、上記のあっせん業者の調査義務、書面交付義務、購入者等によるクリーニング・オフ、購入者等による販売業者等の不実告知等を理由とする取消しについての法解釈に当たっては、個別信用購入あっせんにおいて購入者等の保護が最重要視され、あっせん業者は上記保護のために調査等の責務を担い、リスクを負担するという視点から検討すべきである。

3 あっせん業者に課された販売契約等の勧誘に係る調査義務（割販法35条の3の5）について

（1）調査義務の内容

あっせん業者は、販売業者等と加盟店契約を締結しようとする際及び購入者等とクレジット契約を締結しようとする際、各締結に先立って適正与信調査義務を負い（割販法35条の3の5第1項、同法施行規則75条、76条）、また、購入者等からの苦情が発生したときも当該苦情の内容に応じた事実確認や再発防止に必要な事項等の調査義務を負う（同法35条の3の5第1項、同法施行規則77条）。

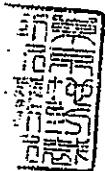
加盟店契約締結に当たっては、同締結に先立って、①販売業者等による販売契約

等の申込み又は締結の勧誘に関する基本的な事項（同規則75条1号イ）、②販売契約等の対象となる商品や役務に関する事項（同号ロ）、③販売業者等が連鎖販売業を行う者又は業務提供誘引販売業を行う者である場合は、特定利益又は業務提供利益に関する事項（同号ハ）、④販売業者等の取引の状況及び財産の状況（同号ニ）、⑤特定継続的役務提供に係る契約等については、特定継続的役務提供等に係る事業を継続して行うに足りる体制に関する事項（同号ホ）、⑥業務の停止の処分等に関する事項（同号ヘ）、⑦販売業者等が販売契約等の申込み又は締結の勧誘をするに際し、不実の告知等に及ぶことを防止するために必要な体制及び購入者等からの苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な体制の整備の状況に関する事項（同号ト）、⑧苦情の発生状況及びその内容に関する事項（同号チ）等についての調査義務を負い、
①については販売業者等が行う特定取引の種類（特商法1条。訪問販売、電話勧誘販売等）等を調査対象に含むものとし、②については商品や役務の種類等を調査対象に含むものとし、④については調査の日の直前事業年度の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに代わる書面による確認等の方法により調査する必要がある（割販法施行規則76条3項、4項、6項）。

クレジット契約締結に当たり、あっせん業者は、クレジット契約の申込みを受けた際、①販売契約等又はクレジット契約に関する事項につき告げられた内容が事実であるとの誤認等の有無に関する事項、②特商法6条3項等の禁止行為に関する事項の調査義務を負い、それらの調査については、クレジット契約の申込みを受けた後、相当な期間をおいて、電話その他の方法により購入者等に対して行わなければならぬ。また、①の調査については、購入者等におけるクレジット契約申込書面記載事項に関する誤認の有無、付随商品等のクレジット契約申込書面記載外の事項で購入者等の判断に影響を及ぼすものの有無等を対象としなければならない（割販法施行規則75条2号イ、ロ、76条10項、11項）。

25 (2) 調査義務の意義

割販法35条の3の6において、販売業者等は、あっせん業者による調査に協力



するよう努めなければならない旨が定められており、あっせん業者は、同規定に基づき、販売業者等に対して調査に対する協力を求めることができる。上記規定違反の罰則は設けられていないが、あっせん業者は、販売業者等との加盟店契約締結に当たり、上記規定により法的根拠を与えられた調査への協力義務を上記契約上の義務とし、販売業者等が調査への協力要請に応じない場合には、上記契約上の義務違反に問うことも可能である。

そして、あっせん業者は、調査の結果、販売業者等が勧誘時の不実告知などの特商法所定の禁止行為（同法6条1項から3項等）、消費者契約法所定の禁止行為（同法4条1項～3項）に及んだものと認めるときは、購入者等からのクレジット契約の申込みを承諾してはならない（割販法35条の3の7）。

これらの規定によれば、割販法は、あっせん業者に対し、販売業者等に対する調査の義務と権限を与え、販売契約等の実態を把握する責任を負わせたものというべきである。

他方、あっせん業者は、調査を通じて販売業者等の経済状況や営業状態に関わる情報を収集することができ、同情報を基に当該販売業者等との取引に係るリスクの有無及び程度を判断することによって、問題があるとみられる販売業者等とは加盟店契約を締結しない、販売契約等の適法性、妥当性に疑義が生じた場合は購入者等からのクレジット契約の申込みを承諾しないという対応をとることが可能であり、後記6の不実告知等を理由としてクレジット契約を取り消されるリスクを減らすことができる。また、あっせん業者は、販売契約等の実態を正確に反映した後記4の法定書面を速やかに購入者等に交付することにより、後記5のクーリング・オフの権利行使可能期間を進行させることができる。

したがって、後記4のとおりあっせん業者に法定書面交付義務を負わせ、後記5、6のとおり購入者等にクレジット契約のクーリング・オフ、不実告知等を理由とするクレジット契約の取消権を認めても、あっせん業者の利益が不当に害されることはできない。

4 あっせん業者に課された法定書面交付義務（割販法35条の3の9）について

あっせん業者は、購入者等からクレジット契約の申込みを受けたとき及び同申込みを承諾して当該クレジット契約を締結したときのそれぞれにおいて、販売契約等の対象となる商品や役務の種類等を記載した書面を購入者等に交付する義務を負う（割販法35条の3の9）。

上記義務の趣旨は、購入者等に当該クレジット契約につき熟慮する機会を与えることによってクーリング・オフ権の行使を実質的に保障するために、購入者等が改めて当該クレジット契約の内容を慎重に吟味・検討することができるよう当該契約についての正確な情報を分かりやすい体裁で提供することにあるものと解される。

上記3の調査義務と併せ考えれば、あっせん業者は、販売契約等の実態を正確に把握して上記各書面を作成し、購入者等に交付する義務を負うものと解される。

5 購入者等によるクレジット契約の申込みの撤回又は解除（クーリング・オフ、割販法35条の3の10、11）について

購入者等は、割販法35条の3の9第3項所定の書面を受領した日（その日前に同第1項所定の書面を受領した場合は、同書面を受領した日）から起算して8日を経過するまでは、クレジット契約の申込みの撤回又は解除をすることができる。

（1）趣旨

クーリング・オフは、一定期間中に無条件で契約の申込みの撤回又は解除をすることにより、違約金支払等の負担を一切伴わずに当該契約関係から解放される権利を購入者等にのみ認めるものであり、購入者等の保護を徹底させる趣旨で設けられたものである。

平成20年改正以前には、クーリング・オフの規定は、特商法により販売契約等についてのみ設けられており、クレジット契約については設けられていなかった。

そのために、購入者等は、クレジット代金の支払を開始した後にクーリング・オフにより販売契約等を解除しても、同解除による販売契約等に基づく代金等支払債務

の消滅を割販法35条の3の19第1項によりあっせん業者に対抗して未払のクレジット代金の支払を拒絶し得るにとどまり、既払のクレジット代金の返還を請求することができなかつた。したがつて、購入者等は、既払のクレジット代金については、販売業者等に対する不当利得返還請求等により回収を図るほかなく、販売業者等の倒産や不誠実な対応等による回収不能、困難のリスクを負うこととなつた。

平成20年改正により新設された同法35条の3の10、11は、購入者等がクレジット契約についても一定期間中は無条件で申込みの撤回又は解除をすることができるることとし、あっせん業者から既払のクレジット代金の返還を求めるができるようにしたことの意義がある。購入者等は、未払のクレジット代金の支払拒絶及び既払のクレジット代金の返還請求によって、クレジット契約締結以前の状態に復することができる。他方、あっせん業者は、販売業者等に対する不当利得返還請求等により立替金の回収を図ることになり、販売業者等の倒産等による回収不能、困難のリスクを負うこととなる。

(2) 割販法35条の3の9所定の法定書面交付義務との関係

上記4のとおり、あっせん業者は、販売契約等の実態を正確に把握した上でこれを記載した上記法定書面を購入者等に交付する義務を負うところ、上記法定書面の記載に不備があれば、購入者等は、上記法定書面を受領したものと認められないで、不備なく記載された上記法定書面を受領しない限り、いつまでもクレジット契約の申込みの撤回又は解除をすることができる。この点に鑑みると、クーリング・オフは、あっせん業者に対し、販売契約等の内容を正確に把握して上記法定書面の記載との整合性を確認する実質的な責任を負わせるものということができる。

(3) 申込みの撤回又は解除の効果

割販法35条の3の10、11は、クレジット契約についてクーリング・オフに係る申込みの撤回又は解除の書面を発信した時点において現に効力を有する販売契約等につき、上記発信時に解除されたものとみなす効力連動規定（同法35条の3の10第5項本文、11第7項本文）に加え、同規定が適用された場合における清

算関係を規定している。すなわち、上記の場合において、あっせん業者には購入者等から既に受領したクレジット代金額相当の不当利得が、販売業者等にはあっせん業者から受領した立替金額相当の不当利得が、購入者等には販売業者等から提供された商品や役務（以下「商品等」という。）がある場合には当該商品等の価値に相当する不当利得が、それぞれ生じるところ、①同法35条の3の10第7項、11第9項は、あっせん業者は、購入者等に対して、販売業者等に交付した立替金に相当する金額の支払を請求することができない旨を、②同法35条の3の10第8項、11第10項は、販売業者等は、あっせん業者に対して、交付を受けた立替金に相当する金額を返還しなければならない旨を、③同法35条の3の10第9項、11第11項は、あっせん業者は、購入者等からクレジット契約に関連して金銭を受領しているときは、購入者等に返還しなければならない旨をそれぞれ規定している。さらに、④同法35条の3の10第3項及び第6項、11第5項及び第8項は、あっせん業者及び販売業者等はいずれも、購入者等に対し、申込みの撤回や解除に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求することができない旨を定めている。

上記清算関係の規定に鑑みると、同法35条の3の10、11は、購入者等を無条件で何らの負担を伴わずに契約関係から解放するために、①クレジット契約に基づいてあっせん業者が販売業者等に支払った立替金に係る不当利得及び購入者等があっせん業者に支払ったクレジット代金に係る不当利得の清算につき、立替金に係る不当利得については、あっせん業者に対する返還義務を販売業者等のみに負わせ、他方、同義務の履行の有無にかかわらず、あっせん業者の購入者等に対する請求を禁じ、既払のクレジット代金については、購入者等に対する返還義務をあっせん業者に負わせることにより、販売業者等の倒産などにより不当利得回収不能となるリスクを全面的にあっせん業者に負わせ、さらに、②あっせん業者及び販売業者等のいずれにも購入者等に対する損害賠償又は違約金の支払請求を禁じ、購入者等の債務不履行等の損害賠償責任を免れさせたものと解される。

6 購入者等による販売業者等の不実告知等を理由とするクレジット契約申込み

意思表示の取消し（割販法35条の3の13～15）について

購入者等は、販売業者等が販売契約等の締結について勧誘をするに際し、所定の事項について不実告知等をしたことにより、同告知等に係る事実を誤認したことによってクレジット契約の申込み又は承諾の意思表示をしたときは、当該意思表示を取り消すことができる。

(1) 極旨

不実告知等を理由とする取消しについても、平成20年改正以前は、特商法により販売契約等についてのみ設けられており（同法9条の3、24条の3等）、クレジット契約については設けられていなかったことから、購入者等は、同法に基づき不実告知等を理由として販売契約等を取り消してもあっせん業者に対して既払のクレジット代金の返還を請求することができないという、上記5(1)のクーリング・オフの規定と同様の問題があった。そのために、あっせん業者としては、購入者等から販売契約等の取消しによる代金支払義務の消滅を割販法35条の3の19第1項により対抗されるまでは、購入者等からのクレジット代金受領により立替金を回収することができるので、販売業者等による違法販売行為等を早期に把握して是正を求める動機付けに乏しく、違法販売行為等が放置されがちになるという弊害があつた。

そこで、平成20年改正は、割販法35条の3の13ないし15を設け、購入者等が販売業者等による不実告知等を理由にクレジット契約の申込み又は承諾の意思表示を取り消すことができるようとした。同法35条の3の13ないし15は、①販売業者等が、あっせん業者からクレジット契約締結についての媒介を委託された者であって、消費者契約法5条1項所定の「媒介の委託を受けた第三者」（以下「媒介者」という。）に当たることを前提として、②販売業者等において、クレジット契約締結に際し、重要事項についての不実告知など同項が準用する同法4条1項1号及び2項所定の行為に及んだ場合には、委託者であるあっせん業者の過失の有無を問わず、したがって、上記行為についてのあっせん業者の知・不知、認識可能性の

有無にかかわらず、購入者等によるクレジット契約の取消しを認めたものと解される。

さらに、割販法35条の3の13ないし15は、個別信用購入あっせんにあっては、上記1(2)のとおり販売業者等が違法販売行為等に及ぶおそれがあることから、
5 購入者等の保護を徹底させる趣旨で、消費者契約法4条及び5条の特則として、不実告知の対象となる重要事項の範囲を広げたものと解することができる。すなわち、消費者契約法5条1項が準用する同法4条1項1号所定の不実告知の対象となる重要事項は、同条5項において、当該消費者契約の目的となる商品等の内容や取引条件に関するものに限定されているが、割販法35条の3の13第1項6号、3
10 5条の3の14第1項7号、35条の3の15第1項7号は、上記重要事項につき、商品等の内容や取引条件に関するものに限らず、販売契約等に関する事項であって購入者等の「判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの」も含めることとした。例えば、契約締結の動機は、取引条件に関するものではないことから、消費者契約法上の不実告知の対象となる重要事項には含まれないが、購入者等の判断に影響を及ぼす重要な要素として、割販法上の不実告知の対象には含まれる。
15

以上のとおり、割販法35条の3の13ないし15は、上記5の同法35条の3の10、11と同様に、購入者等があっせん業者から既払のクレジット代金の返還を求めることができるようとに意義があり、また、消費者契約法4条及び5条の特則として、不実告知の対象をより広く認めた点においても意義がある。

20 (2) 取消しの要件（不実告知）について

本件においては、販売業者等としてエフォート、購入者等として同社の顧客である第1事件原告ら、あっせん業者として被告アーチ及び被告Bが関わった個別信用購入あっせんに関し、①第1事件原告らは、エフォートがクレジット契約の締結について勧誘する際に不実告知をしたとして、割販法35条の3の13に基づき25 当該クレジット契約の取消しを主張し、他方、②被告A及び被告Bは、第1事件原告らがエフォートと共同で事実と異なる内容虚偽のクレジット契約申込書

を作成するなどの不法行為に及んだ旨主張する。すなわち、本件の個別信用購入あっせんにおいては、販売業者等が、対購入者等の関係で違法販売行為等に及んだにとどまらず、あっせん業者に対しても不正な行為に及び、同行為にあっせん業者とのクレジット契約の当事者である購入者等が関与したという点が問題となっている。

そこで、以下では、あっせん業者に対する不正な行為があった場合における購入者等によるクレジット契約の不実告知を理由とする取消しの可否について検討する。

個別信用購入あっせんにおいては、通常、あっせん業者からクレジット契約締結についての媒介を委託された媒介者である販売業者等が、購入者等に対し、販売契約等締結についての勧誘とともにクレジット契約締結についての勧誘をしており、その場にあっせん業者が居合わせることは、ほとんどない。大半の場合において、あっせん業者自らが購入者等に接するのは、クレジット契約の申込みがあった後、割販法35条の3の5により義務付けられた適正与信調査の一環として購入者等に連絡する場面（上記3(1)）に限られ、それ以外は、専ら販売業者等が直接購入者等に応対し、同法35条の3の9所定の法定書面等の書類の取次ぎなどに携わる。

そのために、違法販売行為等のおそれが大きい個別信用購入あっせんにおいては、あっせん業者が居合わせない場面で、販売業者等と購入者等とのやり取りを通じていわゆる名義貸しなどのクレジット契約に関する不正行為が生じやすいといえる。そして、購入者等が、例えば販売業者等から持ちかけられた名義貸しに応じるなど結果的に不正行為への加担とみられる行為に及ぶ事態も起り得るといえ、同事態において、購入者等は、一面において、販売業者等による不正行為に関わった加害者ともみることができる。そこで、販売業者等によるクレジット契約に関する不正行為に関与した購入者等は、上記不正行為の被害者であるあっせん業者に対し、同法35条の3の13第1項6号に基づき、不実告知等を理由に、上記不正行為に関連して締結されたクレジット契約を取り消し得るか、購入者等として保護す

べきかが問題となる。

購入者等が関与した不正行為の内容、関与の態様、関与に至る経緯等の具体的な事情は、事案に応じてそれぞれ異なるものであり、購入者等が販売業者等から真の動機を秘したまま不正行為を持ちかけられるなどいわば販売業者等に利用されたと評価し得る事案も、少なからずあるものと思料される。そのような購入者等については、販売業者等による不正行為の被害者としての面も多分にあることから、販売業者等に関するリスクを専らあっせん業者に負担させることによって消費者である購入者等の保護の徹底を図るという同法1条1項等の趣旨に鑑みれば、同法35条の3の13第1項6号に基づき、上記不正行為に関連して締結されたクレジット契約を取り消し得ると解される。
10

そして、購入者等は、販売業者等から、上記不正行為に関連するクレジット契約締結についての勧誘に際し、契約締結を必要とする事情、契約締結により購入者等が実質的に負うこととなるリスクの有無、契約締結によりあっせん業者に実質的な損害が生ずる可能性の有無など、契約締結の動機に関する重要な事項について不実告知を受け、同不実告知に係る内容を真実と誤認し、同誤認によって上記クレジット契約を締結した場合は、同法35条の3の13第1項6号に基づき、上記クレジット契約を取り消し得るものと解される（最高裁平成27年（受）第659号平成29年2月21日第三小法廷判決・民集71巻2号99頁参照）。

他方、購入者等から主体的、積極的に販売業者等に対して不正行為を持ちかけたなど、購入者等が販売業者等に利用されたと評価し得ない場合について、割販法は、そのような購入者等まで、上記のとおり販売業者等に関するリスクを専らあっせん業者に負担させて保護する趣旨ではないと考えられる。上記購入者等は、上記不正行為に関連して締結されたクレジット契約を取り消し得ないと解される。
20

(3) 取消しの効果

25 割販法35条の3の13第2項ないし第4項、35条の3の14第3項、35条の3の15第3項は、35条の3の13第1項、35条の3の14第1項、35条

の 3 の 1・5 第 1 項によりクレジット契約が取り消され、加えて販売契約等が初めから無効である場合における清算関係を規定している。すなわち、その場合においては、あっせん業者には購入者等から既に受領したクレジット代金額相当の不当利得が、販売業者等にはあっせん業者から受領した立替金額相当の不当利得が、購入者等には販売業者等から提供を受けた商品等がある場合には当該商品等の価値に相当する不当利得がそれぞれ認められるところ、①同法 35 条の 3 の 13 第 2 項（35 条の 3 の 14 第 3 項、35 条の 3 の 15 第 3 項において準用。以下同じ。）は、あっせん業者は購入者等に対して販売業者等に交付した立替金に相当する金額の支払を請求することができない旨を、②同第 3 項は、販売業者等はあっせん業者に対して交付を受けた立替金に相当する金額を返還しなければならない旨を、③同第 4 項は、購入者等はクレジット契約に関連してあっせん業者に金銭を支払っているときは、その返還を請求することができる旨をそれぞれ定めている。これらの清算規定は、あっせん業者から販売業者等への立替金の支払、購入者等からあっせん業者へのクレジット代金の支払という金銭の流れをそのまま巻き戻す形で清算すべきことを定め、販売業者等の倒産等により不当利得回収不能となるリスクを全面的にあっせん業者に負わせる 것을明確化したものといえる。

上記 3 のあっせん業者に課せられた調査義務も併せ考えると、上記清算規定は、あっせん業者が調査義務の履行を通じて販売業者等の購入者等に対する不適正な勧誘行為を防止すべきことを背景として、販売業者等による不実告知等があった場合には、購入者等の保護（同法 1 条 1 項）を徹底し、上記不実告知等による損失回復に関するリスクを専らあっせん業者に負わせる趣旨と解される。

第 2 被告 A の加盟店調査義務違反の有無

上記第 1 のとおり、割販法は、構造的に違法販売行為等の発生の危険性を抱えている個別信用購入あっせんにおいて、購入者等の保護を図るために、販売業者等と密接な関係にあるあっせん業者に、販売契約等の勧誘に係る調査義務（同法 35 条の 3 の 5）を負わせ、販売業者等による違法販売行為等を防止する責務を担わせて

いる。

上記義務すなわち加盟店調査義務を尽くすことは、個別信用購入あっせんに関するあっせん業者として当然に果たすべき法的責務であって、上記調査義務を遂行するためには必要な体制が設けられていないことは、個別信用購入あっせんに携わるあっせん業者としての登録拒否要件とされている（同法35条の3の26第1項9号）。

加盟店調査義務は、上記のとおり重要な意義を有するところ、本件においては、被告Aの加盟店調査義務違反の有無を巡り、第1事件原告らと被告Aの各主張が対立している。被告Aの加盟店調査義務違反の有無は、被告A主張に係る第1事件原告らの信義則違反の当否にも関わる問題である。

そこで、各第1事件原告に関する請求についての個別の検討に先立ち、被告Aの加盟店調査義務違反の有無について検討する。

1 エフォートの経済的状況

一般に、販売業者等の経済的状況の悪化は、違法販売行為等の重要な予兆の1つといえることから、まず、エフォートの経済的状況について概観する。

エフォートの決算報告書中の損益計算書を見ると、第9期（平成22年6月1日から平成23年5月31日まで）において当期純利益は前期の半額余りに急落し（甲共47-1）、第10期（平成23年6月1日から平成24年5月31日まで）及び第11期（平成24年6月1日から平成25年5月31日まで）においてはそれぞれ38万円余り、430万円余りの当期純損失を出し、第12期（平成25年6月1日から平成26年5月31日まで）は当期純利益420万円余りを上げたものの、第13期（平成26年6月1日から平成27年5月31日まで）においては3200万円余りもの当期純損失を出した（甲共19-2、甲共21-2、甲共23-2、甲共25-1）。また、貸借対照表によれば、第9期は現金等の流動資産が30万円余りであったのに対し、流動負債は561万円余りであり、第10期以降は、流動資産が多いときでも200万円台であったのに対し、流動負債が大幅に増加し、第10期は2180万円余り、第11期は4730万円余り、第12期は5

220万円余り、第1・3期は8750万円余りであった（甲共19-2、甲共21-2、甲共23-2、甲共25-1）。そして、第10期以降の流動負債の大半は顧客からの仮受金である（甲共19-2、3、甲共21-2、甲共23-2、甲共25-1、甲共48-1～3）。加えて、この間、長期借入金等の固定負債の額も、500万円台から1700万円台を推移していた（甲共19-2、甲共21-2、甲共23-2、甲共25-1、甲共47-1）。

以上のエフオートの財務諸表の内容に加え、同社が、①後記のとおり、多数の顧客との間で、主にクレジット代金相当額を当該顧客のクレジット代金支払口座に送金する方式によりクレジット代金支払を自社負担する旨の約束をしていたところ、度々送金を滞らせて頻繁に催促を受けていたこと（甲2（総）-2、甲4（総）-1、甲8（総）-1等）、②使用教材の製作・発売元に対する支払も滞らせており（甲共62）、顧客に提供を約した教材を届けなかつたことも少なからずあったこと（甲17（総）-1、甲23（総）-2等）、③平成27年11月末にプレスを閉鎖し、平成28年5月に破産開始決定を受けたこと（上記第2章第2の1(1)）も併せ考えると、エフオートの財務状況は、平成22年6月1日を始期とする第9期以降、芳しくなく、特に平成24年頃から平成27年頃にかけては事実上破綻必至といえるほど相當にひっ迫したものであり、同社は、資金繰りに窮していわゆる自転車操業の経営を続けていたものと認められる。

2 被告Aとエフオートとの加盟店契約

エフオートは、被告Aに対し、平成25年6月6日付けの加盟店申請書、「苦情処理体制」と題する書面、「コンプライアンス（法令遵守）教育・指導・点検体制」と題する書面、「営業エリア記入表」と題する書面等を提出した（甲共30～32、乙A共35）。

被告Aは、平成25年10月1日付で、エフオートと加盟店契約を締結した（甲共49-1）。同契約は、締結日すなわち平成25年10月1日から1年間が有効期間とされているが、同期間満了日前までに被告A及びエフオートのいず

れからも解除の通知がない場合には同一条件で1年間更新されるところ（加盟店契約書〔甲共49-1〕第20条(1)(2)），上記加盟店契約は、平成26年、平成27年の2回にわたり更新された。しかし、被告Aは、不正契約の疑いが発生したことを理由に、上記加盟店契約を同年11月18日付けで一時停止し（甲共38），同月20日付けで解除した（甲共39）。

3 加盟店契約締結の際の調査義務

(1) 被告Aによる調査結果

被告Aは、加盟店調査結果を一定の基準に従って点数換算する「格付けスコアリングシート」を設けており、各項目の「スコア」の合計点に従い、「格付け1リスクなし、格付け2ほとんどリスクなし、格付け3リスク些少、格付け4リスクあるが良好水準、格付け5リスクあるが平均的水準（中略）格付け10事故先」の10段階に分けています。「格付けスコアリングシート」は、200点満点で、「定量要因」129点満点と「定性要因」71点満点から成る。「定量要因」は、財務状況に関わるもので、①自己資本比率（10点満点）、ギアリング比率（10点満点）、固定長期適合比率（7点満点）、流動比率（10点満点）を内容とする「安全性項目」（37点満点）、②売上高経常利益率（7点満点）等を内容とする「収益性項目」（19点満点）、③経常利益増加率（5点満点）等を内容とする「成長性項目」（28点満点）、④債務償還年数（10点満点）等を内容とする「返済能力」（45点満点）から構成される。「定性要因」は、「市場動向」（10点満点）、「経営者・経営方針」（10点満点）、「競争力」（7点満点）など営業実態に関わる要素から構成される（甲共20）。

被告Aは、平成25年に加盟店申請をしたエフォートにつき、定量要因30点、定性要因31点の合計61点と評価した。同点数は、スコアの合計点「60～104」を対象とする「格付け4リスクあるが良好水準」に該当し、同格付けの内容は、「現時点での融資元払いの確実性は高いが、やや心配な特定の要因を内包しており、将来的に返済の確実性が低下するか、信用状況に懸念が生じる可能性があ

る。償還能力が安定的と判断する要素が低下しており、実際上のリスクがあると判断される。」というものである（甲共20）。

（2）財務状況の調査

ア 調査義務

被告Aは、販売業者等との加盟店契約締結に当たり、同締結に先立って、直前事業年度の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに代わる書面の確認等の方法により、販売業者等の取引の状況及び財産の状況を調査する義務を負う（割販法35条の3の5第1項、同法施行規則75条1号二、76条6項）。被告Aは、同義務に関し、加盟店提携マニュアル（甲共27）において、販売業者等からの提携申し込みがあった際、最新年度決算書（確定申告書、貸借対照表、損益計算書、販売費及び一般管理費、預り金の内訳）の提出を求め、「販売業者の業績が『累積赤字が1億円以上かつ直近年度当期損益が赤字の場合』には加盟店提携は不可とする（原文のとおり）。またその他、総合的に判断し不可とする場合もある。不可とする場合を除き、加盟店審査を進める。」旨を定めている。

イ 調査内容

被告Aは、平成25年10月頃までに、エフオートから第10期（平成23年6月1日から平成24年5月31日まで）の確定申告書（甲共19-1）、決算報告書（甲19-2）及び勘定科目内訳明細書（甲共19-3）の提出を受け、「決算書チェック」（甲共20）を実施した。

上記決算報告書中の損益計算書において、当期純損失38万1838円が計上され、被告Aが作成した上記「決算書チェック」にも転記されている。したがって、エフオートが被告Aに対して加盟店申請をした平成25年6月頃、エフオートの直近年度当期損益は赤字であったのであり、被告Aの加盟店提携マニュアルにおいて、「販売業者の業績が『累積赤字が1億円以上かつ直近年度当期損益が赤字の場合』には加盟店提携は不可」とされていることに鑑みると、上記の当期純損失の存在自体、エフオートの財務状況の健全性に疑義を生じさせ、加盟店契約締

結の可否の判断につき、消極の方向に働く要素といるべきである。

また、勘定科目内訳明細書中の「仮受金（前受金・預り金）の内訳書」には、顧客19名からの仮受金として1387万0500円が計上されている。一般に、仮受金は、資金が入金になったものの、その内容や会計処理が不明である場合に取りあえず計上する負債項目を意味し、前受金は、将来引き渡すべき商品や提供すべきサービスの対価の前受分であり、流動負債に分類される。預り金は、字義のとおり一時的に預かった金員を指し、営業上の保証金預り高、従業員給与に対する源泉所得税や社会保険料の預り高など種々のものがある（甲共46）。しかし、エフォートが被告Aに提出した平成25年6月6日付け加盟店申請書（甲共30）において、エフォートの業務内容は「書籍及びソフトの販売（小中高生用学習教材）」と記載されており、また、顧客層につき男性10%，女性90%，申込年齢層につき「30歳～50歳」と記載されている。これらの記載によれば、同社の顧客は、基本的に個人で小中高生用学習教材を購入する者であり、その大半が就学中の子の母親であったものと推認される。上記加盟店申請書の記載から推認される上記のような顧客の属性に鑑みると、顧客19名からの仮受金1387万0500円の計上は、それ自体、不自然といわざるを得ず、エフォートの財務状況の健全性に疑義を生じさせ、加盟店契約締結の可否の判断につき、消極の方向に働く要素といえる。

このように、エフォートから提出された第10期の決算報告書及び勘定科目内訳明細書には、それぞれ当期純損失、顧客19名からの仮受金1387万0500円という同社の財務状況の健全性を疑わせる記載が存在したのであるから、被告Aは、同社の財務状況の調査に当たり、慎重を期すべきであった。

それでもかかわらず、被告Aは、次のとおり、「格付けスコアリングシート」における財務状況に関する「定量要因」中、「安全性項目」の要素であるギアリング比率及び固定長期適合比率、「収益性項目」の要素である売上高経常利益率並びに「返済能力」の要素である「債務償還年数」の計算や配点を誤った。

①ギアリング比率は、(短期借入金+長期借入金+社債)／(純資産の部合計)に

よって算出される値である。上記数式の分子は負債、分母は自己資本に当たり、上記値は、自己資本に対する負債の割合を意味する（甲共20、甲共26-2）。この値は、負債の安全性を示すものであり、低いほど負債の返済可能性が高いといえ、100%以下が安全性評価の一応の目安とされる（乙A共70）。「格付けスコアリングシート」においては、50%以内が10点満点、100%以内が8点と、低い値に高く配点されている。被告Aは、第10期の決算報告書に基づいてギアリング比率を「-17%」と算出し、50%以内であることから、10点と評価した（甲共20）。

しかし、エフォートのギアリング比率が上記のとおり負の値となったのは、分母である第10期の貸借対照表における純資産の部の合計が「-120万2204円」であったこと（甲共19-2）によるのであって、これは債務超過の状態を示しているにほかならない。債務超過の状態にあっては、負債の返済可能性が極めて低くなることは明らかといえ、「-17%」のギアリング比率については、最低点の0点とすべきであった。

②固定長期適合比率は、（固定資産合計）／（固定負債+純資産の部合計）によって算出される値である（甲共20）。上記数式の分母は、自己資本、固定負債等の長期資本に当たり、上記値は、長期資本による固定資産投資のカバー率を表すものである。固定資産は、流動性が低い資産であることから、返済不要の自己資本や短期の返済を迫られることのない固定負債（長期借入金や社債等）という安定した長期資本によって賄われることが望ましい。長期資本が少ない場合、短期の返済を要する流動負債が固定資産及び繰延資産に投下されていることになり、これらの資産は流動性が低く早期に資金化されるものではないために、資金繰りがつかなくなり得る。この値は、低い方が固定資産投資の安定性が高いといえ、固定資産全額を長期資金で賄える100%以内が望ましい（甲共26-2、甲共68、69、乙共A70）。「格付けスコアリングシート」においては、50%以内が7点満点、60%以内が5点、100%以内が1点、100%超が0点と、低い値に高く配点されてい

る。被告 A は、第10期の決算報告書に基づいて固定長期適合比率を「-26.23%」と算出し、50%以内であることから、7点と評価した（甲共20）。

しかし、上記算出自体が誤りである。第10期の貸借対照表の固定資産合計は3153万7613円、固定負債は1206万4000円、純資産の部合計は-120万2204円であり（甲共19-2），固定長期適合比率は、 $3153万7613円 / (1206万4000円 - 120万2204円)$ により、290.353%となり、100%超であるから、最低点の0点とすべきであった。

なお、被告 A は、純資産の部合計が負の値すなわち債務超過の場合、同合計を0円として計算すべきである旨主張しているところ、長期資本による固定資産投資のカバー率としては、実際に固定資産を賄い得る長期資本の額に基づいて算出するのが相当といえるから、純資産の部が負の値であってもそのまま固定負債の額に加えるのが相当である。もっとも、被告 A の主張のとおり純資産の部合計を0円として計算しても、固定長期適合比率は、 $3153万7613円 / 1206万4000円$ により261.419%となり、100%超であるから、0点となることに変わりはない。

③売上高経常利益率は、（経常利益）／（売上高）によって算出される値である。「格付けスコアリングシート」においては、6%以上が7点満点、5%以上が6点、1%未満が1点、マイナスが0点と高い値に高く配点されている。被告 A は、第10期の決算報告書に基づいて売上高経常利益率を0%とし、1%未満であることから、1点と評価している（甲共20）。

しかし、第10期の損益計算書においては経常損失が31万1838円であり（甲19共-2），これは、経常利益としては-31万1838円であることから、売上高経常利益率は明らかにマイナスとなり、0点とすべきであった。

なお、被告 A は、上記損益計算書上、経常利益はゼロであるから、売上高経常利益率もゼロと評価すべきである旨主張するが、売上高経常利益率がマイナスとなるのは、経常利益がマイナスの場合すなわち経常損失が出た場合であるところ、

上記のとおり被告 A の「格付けスコアリングシート」には売上高経常利益率がマイナスの場合の配点が明記されており、これは、経常損失が出た場合の処理を定めたものであることは明らかといえる。したがって、被告 A の上記主張は採用できない。

④債務償還年数は、(短期借入金+長期借入金+社債・転換社債) / (当期減価償却実施額+営業利益) によって算出される値であり、現存の有利子負債(割引手形を除く借入金)をキャッシュフロー(返済原資)から返済するのに何年かかるかを測る指標であり、少ない方が望ましい。「格付けスコアリングシート」においては、1年以内が10点満点、3年以内が9点、20年超が1点と、少ない値に高く配点されている。被告 A は、第10期の決算報告書に基づいて債務償還年数を1年と算出し、10点と評価している(甲共20、甲共26-4)。

しかし、第10期の貸借対照表上、短期借入金は20万4553円、長期借入金は1206万4000円、その合計は1226万8553円であり、社債・転換社債は発行されていない。第10期の損益計算書上、減価償却費は10万8342円、営業利益は13万9781円であり、その合計は24万8123円である(甲共19-2)。したがって、債務償還年数は、 $1226万8553円 / 24万8123円$ により、49.44年と算出され、20年超であるから1点とすべきであった。被告 A の上記算出の誤りの原因は、弁論の全趣旨によれば、長期借入金の算入を失念したものと認められる。

上記のとおり被告 A は、エフォートの財務状況を調査するに当たり、「格付けスコアリングシート」における財務状況に関する定量要因のうち4つの要因について計算や配点を誤った。被告 A は、エフォートにつき、定量要因を30点、定性要因31点の合計61点と評価し、格付け4に該当するとしたが(上記(1))、その評定は、定量要因につき正しく計算、配点した場合に比べ27点も多く評価しており、定量要因のうち配点可能なのは、債務償還年数の1点とキャッシュフロー額の2点(甲共20)の合計3点にすぎない。

したがって、エフオートの正しい点数は、定量要因3点と定性要因31点の合計34点であり、同点数はスコアの合計点「24～35」を対象とする「格付け6リスクやや高いが許容範囲」に該当し、同格付けの内容は、「当面の返済能力はそれほど不安ではないが、長期的に安全性を維持できるという確実性は低い。」というものである（甲共20）。

(3) 小括

上記(2)のとおり、エフオートから提出された第10期の決算報告書及び勘定科目内訳明細書には、それぞれ当期純損失、顧客19名からの仮受金1387万0500円を示す記載があり；同社の財務状況の健全性に対する重大な懸念材料が存在したのであるから、被告Aは、同社の財務状況を慎重に調査すべきであったにもかかわらず、同被告の調査の基とされていた「格付けスコアリングシート」におけるギアリング比率等の4項目につき計算や配点を誤ったものであり、それらの誤りの程度もケアレスミスにとどまるものではなく、計算や配点の基本に関わる重大なミスであった。その結果、被告Aは、エフオートにつき、本来の点数34点よりも27点も多い61点として評価し、それに伴って正しくは「格付け6リスクやや高いが許容範囲」と分類すべきところを、2段階も上の「格付け4リスクあるが良好水準」に分類したことにより、上記の財務状況の懸念材料を見過ごして、加盟店審査を通過させたことが推認される。

以上によれば、被告Aが平成25年10月のエフオートとの加盟店契約締結に先立って行った同社の財務状況の調査は、誠にずさんなものであったというべきである。同社の財務状況は、当時において既にかなり悪化しており、資金に窮して違法販売行為等に及ぶ危険性を内包するものであったといえる。被告Aは、適切に調査をしていれば、エフオートが上記のとおり資金に窮して違法販売行為等に及ぶ危険性を内包する財務状況にあったことを認識し得たはずであり、エフオートからの加盟店申請を拒否するという選択をした可能性が高い。

したがって、被告Aは、エフオートとの加盟店契約締結に当たり、割販法3

5条の3の5に基づく適正与信調査義務に反したものといわざるを得ない。

4 加盟店契約締結後の調査義務

(1) 繼続調査義務

上記第1の3(1)のとおり、割販法及び同法施行規則は、あっせん業者に、加盟店契約締結に先立って、販売業者等の取引の状況及び財産の状況等の調査事項についての調査義務を負わせている。同法は、購入者等の保護を図るために、あっせん業者に上記調査義務を負わせて販売業者等による違法販売行為等を防止する責務を担わせたものであり、この趣旨に鑑みれば、あっせん業者は、加盟店契約締結後も、上記調査事項について継続的に調査して販売業者等による違法販売行為等の兆候を見逃さずに捉える法的義務を負うものと解される。

被告A の加盟店提携マニュアル（甲共27・13項）には、加盟店契約締結後も、毎年決算書や加盟店申請書等を提出させるなどして定期的な加盟店調査を行い、販売業者の累積赤字が1億円以上かつ直近年度当期損益が赤字の場合など加盟店提携を不可とする基準に抵触していることが判明した場合、取引を一時停止した上、一定の期間を設けて加盟店に改善を要求し、当該期間内に改善が認められない場合には、加盟店契約を解除する旨が定められている。同規定は、上記の加盟店契約締結後の継続調査義務を具体化したものと解することができる。

(2) 財務状況の調査

エフオートが加盟店契約締結後に被告A に提出した決算報告書によれば、第20 11期（平成24年6月1日から平成25年5月31日まで）においては、第10期の当期純損失38万1838円の10倍を超える438万8419円の当期純損失を出し、第12期（平成25年6月1日から平成26年5月31日まで）は当期純利益420万円余りを上げたものの、第13期（平成26年6月1日から平成27年5月31日まで）においては3208万6209円もの当期純損失を出した（甲共19-2、甲共21-2、甲共23-2、甲共25-1）。また、流動負債についても、第11期は、第10期の2189万4870円の倍額を超える4735

万4169円であり、第12期が5220万円余り、第13期が8750万円余りと、増加の一途をたどった（甲共19-2、甲共21-2、甲共23-2、甲共25-1）。上記3(2)イのとおり不自然な項目である顧客からの仮受金は、第11期は、第10期の1387万0500円の倍額を超える3522万0954円であり、第12期が3169万円余り、第13期が6272万円余りと多額であり、流動負債の大半を占める（甲共19-2、3、甲共21-2、甲共23-2、甲共25-1、甲共48-1～3）。さらに、販売促進費も、第11期には、第10期の2941万9765円の倍額を超える6241万9011円を計上し、第12期、第13期はそれぞれ4712万円余り、9795万円余りであった（甲共19-2、甲共21-2、甲共23-2、甲共25-1）。エフオートが被告Aに提出した平成25年6月6日付け加盟店申請書（甲共30）によれば、従業員10名（うち正社員4名）、平成26年10月23日付け加盟店申請書（甲共35）によれば、従業員30名（うち正社員4名）であり、経営規模は大きいものではないこと、平成25年6月6日付け営業エリア記入表（乙A共35）によれば、エフオートの営業エリアは、東京都、神奈川県、千葉県及び埼玉県の首都圏に限定されていることに鑑みると、上記のように数千万円単位の販売促進費を毎年継続的に要することは考え難い。

これらの事実は、エフオートの財務状況の健全性を強く疑わせるとともに、同財務状況が年を追って悪化していく状況を明示するものというべきである。しかるに、被告Aは、エフオートから、所定の提出期限を1か月以上経過した平成27年10月中旬に第13期の決算報告書の提出を受け、当時、同社の顧客からのクレジット契約の申込みが増加していたにもかかわらず、上記決算報告書において流動負債が前期に比して倍増していたことなどから同社の状況の異変を感じて税理士に上記決算報告書の分析を依頼したものの、それまでは自社においてエフオートの決算書をチェックしていたにすぎず、上記のエフオートの財務状況の不健全性について積極的に調査をしたうえで同社との加盟店契約の継続について見直しを検討した形跡はうかがわれない（甲共25-1、2、26-1ないし4、乙A共67-1、2、

弁論の全趣旨)。

以上によれば、被告 A は、エフォートとの加盟店契約締結後に、同社の財務状況等について継続的に調査を行う法的義務に違反したものというべきである。

(3) コンプライアンス体制及び苦情処理体制の調査

5. 割販法施行規則 75 条 1 号トは、あっせん業者が加盟店契約締結に先立って調査義務を負う調査事項の 1 つとして、販売業者等が販売契約等の申込み又は締結の勧誘をするに際し、不実の告知等に及ぶことを防止するために必要な体制及び購入者等からの苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な体制の整備の状況に関する事項を定めている。

10. 被告 A の加盟店提携マニュアル（甲共 27・6 項）においては、コンプライアンス体制につき、営業部門とは独立したコンプライアンス担当部署（担当者）が設置されているかなど、苦情処理体制につき、社内規則等の整備（苦情に係る担当部署、その責任・権限、苦情の処理手続が定められているか）などが、各体制の審査基準として挙げられており、同基準をクリアしないことは、加盟店提携を不可とする事由とされている。これは、上記の割販法施行規則 75 条 1 号ト既定の調査事項を具体化したものと解される。

そして、上記(1)のとおり、被告 A は、加盟店契約締結後も、上記調査事項について継続調査義務を負い、上記加盟店提携マニュアルにおいても、加盟店につきコンプライアンス体制及び苦情処理体制についての上記審査基準を満たさない事態が判明した場合、当該加盟店との取引を一時停止した上、一定の期間を設けて同店に改善を要求し、当該期間内に改善が認められない場合には、同店との加盟店契約を解除することとされている（甲共 27・13 項）。

エフォートが加盟店申請に当たり被告 A に提出した平成 25 年 6 月 6 日付け「コンプライアンス（法令遵守）教育・指導・点検体制」と題する書面（甲共 32）においては、販売員の勧誘行為についての点検部署は、G が責任者を務める総務部である旨が、同日付け「苦情処理体制」と題する書面（甲共 31）においては、

G が責任者を務める総務部が主体となって、苦情の報告を受けた後、担当者に対する事実関係調査、取締役への報告、対応策の決定及び顧客対応を行う旨が、それぞれ記載されている。

しかし、総務部の責任者とされる G は、後記のとおり自ら F とともに顧客である第 1 事件原告らの自宅を訪問したり、電話をかけたりするなどして教材使用や授業受講の勧誘をしており、エフオートの営業活動を担当していたことが明らかである。したがって、エフオートにおいて、営業部門と独立したコンプライアンス担当部署が設置されているとはいえず、苦情処理体制についても、主体となる総務部の責任者を営業活動に従事する G 自身が務めているのであるから、実効性のある 10 处理手続が整えられているとはいえない。すなわち、エフオートは、コンプライアンス体制、苦情処理体制とも、上記加盟店提携マニュアルの上記審査基準を満たしていない状況にあったものである。

この点に関し、平成 26 年 1 月下旬から同年 2 月にかけて被告 A にファクシミリ等で送られたクレジット契約書（乙 A 108(9)-1, 乙 A 66(3)-1 等）には、販売担当者氏名の欄に G の氏名が記載されていたのであるから、被告 A は、遅くとも同月頃までには、総務部責任者とされる G が恒常に営業活動に携わっていることを認識していたものと認められる。

したがって、被告 A は、同月頃までには、上記のとおりコンプライアンス体制、苦情処理体制が上記審査基準を満たしていないことを認識していたものといえるが、その後、エフオートに対し、問題点を指摘して是正を促したことは証拠上認められない。

以上によれば、被告 A は、エフオートとの加盟店契約締結後に行うべき同社のコンプライアンス体制及び苦情処理体制についての調査義務も尽くしていなかつたというべきである。

26 (4) 小括

以上によれば、被告 A は、エフオートとの加盟店契約締結後、同社の財務状

況並びにコンプライアンス体制及び苦情処理体制についての継続調査義務を十分に果たしておらず、同義務に違反したものといわざるを得ない。

5 被告 A の主張に対する検討

(1) 財務状況の調査について

被告 A は、①ギアリング比率等の古典的な財務分析の指標は、購入者等又は販売業者等が不正行為に及んだなどの例外的な局面において、被告 A が販売業者等に対して立替金等の返還請求をする際の販売業者等の支払能力ないし回収リスクを調査するための指標にすぎず；割販法上の加盟店調査の目的である販売業者等による不正行為のリスクの有無を判断するに当たって有用な指標ではない、②個別信用購入あっせんという制度の存在意義は、零細な中小企業の資金繰りを支援して商品ないしサービスの流通促進を図ることにあるところ、上記財務分析の指標に基づく財務状況が良好でなければ、加盟店契約を締結又は継続すべきではないとの見解は、上記存在意義を失わせる、③販売業者等による不正行為のリスクの有無を決算報告書記載の数値のみで判断し得る有用な基準は現時点で考案されておらず、被告 A は、上記財務分析の指標に基づく調査の結果のみならず、エフオート代表者との面談、同社の過去の取引実績等を踏まえて同社との加盟店契約締結及び継続を判断したとして、上記財務分析の指標に係る計算や配点、格付けの誤りをもつて、被告 A に加盟店調査義務違反があったということはできない旨主張する。

しかし、上記①に関しては、販売業者等の経済状況すなわち資金繰りの悪化は、これに伴う信用状態の低下のために融資等の合法的な手段による資金入手が困難となる中、当面の窮状をしのぐための手段として違法販売行為等の不正行為に及ぶ強い動機となり得るものである。このことから、販売業者等の経済状況は、不正行為の兆候の有無を把握するために重要な情報といえる。自己資本に対する負債の割合を示すギアリング比率などの財務分析の指標は、上記経済状況を客観的な数値に基づいて示すものであるから、販売業者等による不正行為のリスクの有無の判断に資する重要な指標というべきである。

上記②に関しては、上記財務分析の指標に基づく調査の結果において不正行為の発生が懸念されるほどの経済状況の悪化がみられる販売業者等との加盟店契約の締結又はその維持を避けることは、個別信用購入あっせんに係る取引が正常に行われることに寄与し、同制度の健全な発展に資するものであって、同制度の存在意義を損なうものではない。

上記③に関しては、上記財務分析の指標に基づく調査の結果は、加盟店契約締結の可否を決する唯一の要素ではないものの、重要な意義を有する要素といえる。被告 A の加盟店提携マニュアル（甲共27）中の、「販売業者の業績が『累積赤字が1億円以上かつ直近年度当期損益が赤字の場合』には加盟店提携は不可としする（原文のとおり）。またその他、総合的に判断し不可とする場合もある。不可とする場合を除き、加盟店審査を進める。」との文言は、加盟店提携の申請申込みをした販売業者等につき、まずその経済状況を調査し、「累積赤字が1億円以上かつ直近年度当期損益が赤字」との基準に抵触しなかった者のみ、従前の取引実績など経済状況以外の事項の調査を受けて加盟店審査を続けることとしたものと解される。上記加盟店提携マニュアルにおいても、販売業者等の経済状況は、加盟店審査の入口の段階において申請者を振り分ける重要な基準として用いられているものということができる。

以上によれば、被告 A の上記主張は採用することができない。

(2) コンプライアンス体制及び苦情処理体制の調査について

被告 A は、コンプライアンス体制及び苦情処理体制の調査においては、当該販売業者等の規模や資金繰りの状況等の個別事情を踏まえて総合的な判断がされるべきであるところ、従業員の人数が10名程度のエフオートに対して厳格な体制の整備を求めるることは現実的ではないから被告 A には上記調査義務の違反はない旨主張する。

しかし、割販法があっせん業者に加盟店調査義務を負わせた趣旨は、購入者等の保護を図るためであり、この趣旨は、販売業者等の規模などの個別事情にかかわら

ず、全ての個別信用購入あっせんの取引に等しく当てはまるものといえる。同法は、上記個別事情によって加盟店調査義務を軽減することは想定しておらず、同義務を果たすことができる者のみをあっせん業者として個別信用購入あっせんに携わらせるべきとしたものと解される。

5 被告 A の加盟店提携マニュアルにおいても、コンプライアンス体制及び苦情処理体制についての上記審査基準につき、何ら例外は設けられていない。そして、同審査基準の内容は、割販法の上記趣旨にかなう適切なものであり、過度に厳格なものとはいひ難い。

以上に鑑みると、被告 A の上記主張は採用することができない。

10

第3 各第1事件原告について

以下では、まず、本人尋問を実施した原告 1 , 原告 12 , 原告
48 , 原告 61 , 原告 68 , 原告 75 及び原
告 91 が関係する各契約について検討し、次いで、その余の第1事件原
告らが関係する各契約について検討する。なお、原告 13 , 原告 47
15 , 原告 62 及び原告 76 に関する各契約については、そ
れぞれの配偶者である原告 12 , 原告 48 , 原告 61 及
び原告 75 が関係する各契約とともに検討することとする。

20

【原告 1】

原告 1 は、平成 25 年 9 月頃から平成 26 年 6 月頃にかけて、複数回にわたり、二男（平成 10 年 月生まれ）のために、エフオートから教材や授業の提供を受けてきた。上記原告は、同提供を受けるに当たり、エフオートとの間で売買契約を締結し、同売買代金につき信販会社との間でクレジット契約を締結した（甲 1 （総） -2 , 原告 1 等、弁論の全趣旨）。

【原告 1 契約 3 (モニター)】被告 B とのクレジット契約